

人権教育シリーズ

聴覚障害への「合理的配慮」について

聴覚障害とは、耳が聞こえない、もしくは聞こえにくい障害のことをいいます。その障害が生まれた時からの障害か、事故や病気が原因でそのようになつたのかによつても状態は異なります。

障害の特性 文字や図など目で見て分かるものが大切な情報を得る手段になつています。声に出して話せていても聞こえていないことがあります。マイクからのアナウンスやブザーなどの知らせに気づくことが難しいのです。

合理的配慮の例

研修会を開く場合は、配慮が必要かどうか確認しておきましょう。聴覚障害者が参加する講演会や研修会では、手話通訳者や要約筆記者の配置を心がけておきましょう。そして、手話通訳者や要約筆記者には事前にあいさつ文や講演内容を知らせておき、ゆっくりと話をするようにしましょう。

コミュニケーション方法の例

①筆談 口で声を出して話すのではなく、紙などに実際に文字を書いてお互いの考えていることを伝える方法です。話の内容や会議の進行、講演の内容などをその場で文字で表記することを要約筆記といい、最近では、パソコンとプロジェクターを使って大型スクリーンに映すタイプのものもあります。

②読唇術 聴覚障害者の中には口の形や唇の動きを読んで話の内容を知る技術を身につけた人がいます。分かりやすい口の動きに心がけて話しましょう。

③手話 自分の意思を手の動きや顔の表情などで伝える方法です。

今、困っていること

- 聴覚障害は、外見からは分かりにくい障害です。病院などで順番が来ると呼び出しがあります。が、音声だけではわかりづらいものがあり、視覚的に番号を表示していただけるとありがたいです。
- 最近も地震があった時に、テレビでは文字や図で視覚的に合図を送っていました。事故や災害時に声や音では、なにがあったのか判断ができないので、視覚による合図は効果的で分かりやすいです。
- 「耳マーク」上図の耳マークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解して、コミュニケーション方法への配慮についてご協力をお願いします。

【耳マーク】



【問】人権推進課 ☎(087)894-9088

「UP・PUトークセッション2」から 親子で成長 お手伝いのコツ

今月は、2回目の「親子で成長 お手伝いのコツ」(講師:さぬき市子育て支援課 小峯里香 管理栄養士)について紹介します。

子どもは本来、手伝いが大好きです。子どもの手伝いたいという気持ちは、意欲の表れであり成長の証です。子どもの手伝いは遊びの延長線上にあると考え、手伝いをすることが楽しいと思えると進んでするようになります。手伝いの経験は、それ以外の場面にも発揮され、自信を持って積極的に取り組めるようになります。手伝いは家庭教育の一つであり、料理はその代表的なものです。

お手伝いの効果

- 手伝いをしたことで感謝されると、人の役に立てるうれしさが実感できる。また、手伝いの達成感が自信につながり、自主的に行動できるようになる。
- どうすれば早く・うまくできるかを考え、工夫するようになる。
- 家族の一員としての役割を与えられることで、責任感が芽生える。
- 日頃から手伝いをしていると、どこででも自然に、さっと行動に移せる。
- 親子が一緒にすることで一体感が生まれ、コミュニケーションが深まる。

子どもにお手伝いをさせるコツ

- 「まっ、いいか」と思う。子どもの手伝いは、汚されて当然、散らかって当然、手助けにならなくて当然、「まっ、いいか」と思うようにする。親がそう思えない状態にある時は、手伝いをしてもらわないう方が良い。
- 違うことに目を向ける。あるいは、中断することも大事である。子どもは何でもしたい、何でもできると思っているのでやりたがる。しかし、親がイライラして怒ってしまいそうになる時は、子どものやる気を損なわないように後回しにしたり、中断したりすることも必要である。
⇒ おとなに時間と気持ちの余裕がある時を選ぶ。
- できることからやらせて習慣づける。
⇒ 最初の「手伝い」は、必ず成功して終えることができるものを選ぶ。
⇒ 「手伝ってくれたから美味しくなったね」などと声をかけ、役に立つことを認め褒める。

家庭教育が人生の力

【問】生涯学習課 ☎(0879)42-3107

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

部落差別とは、同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということだけで、日常のさまざまな場面で差別を受けたりするような人権問題です。

インターネット上の差別など新たな状況をふまえて、この法律は、現在もなお部落差別が存在するとの認識を示したうえ、全ての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのつとり、部落差別のない社会を実現することを目的として施行されました。

さぬき市ではこの法律の趣旨をふまえ、国や県との連携を図り、部落差別の解決のため引き続き取り組んでまいります。

皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、法律の内容については、市ホームページをご参照ください。

【問】人権推進課

☎(087)894-9088